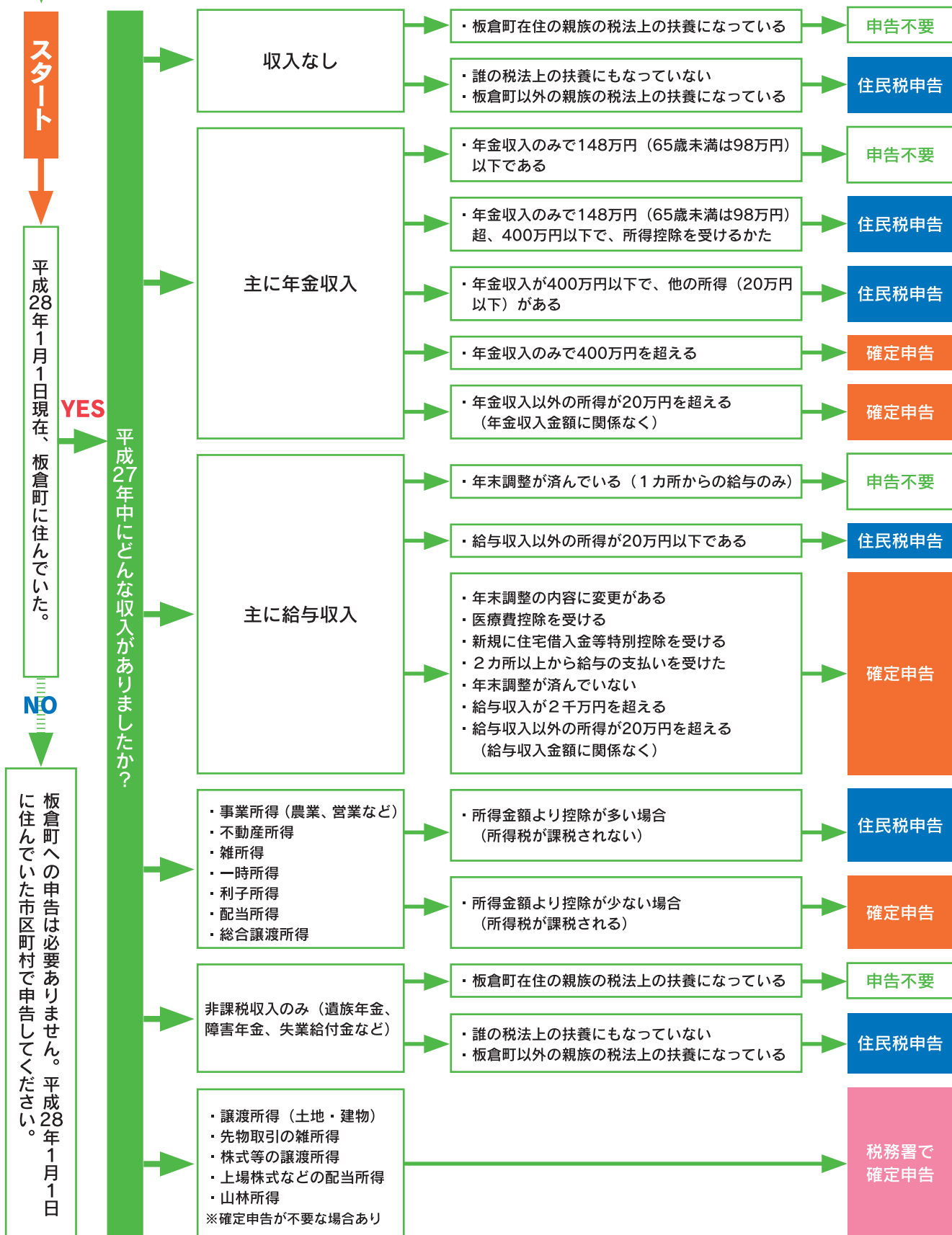


申告フローチャート

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- ・年齢は平成28年1月1日現在です。
- ・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。



所得税・町県民税 申告相談を実施

2月16日～3月15日 土日を除く
午前9時～11時、午後1時～3時30分
役場第2庁舎会議室



行政区ごとの指定日は設けません。上記の期間中でご都合の良い日にお越しください。

期間内に申告しましょう

所得税・町県民税の申告は、町県民税額だけではなく、国民健康保険税や介護保険料などの算出基礎になります。自分が国保や介護保険に入っていない場合、同じ世帯に被保険者がいる場合は、その税額に影響があります。

申告しなかった場合、保険税などの軽減措置が受けられなかったり、所得証明などが発行できなくなります。忘れずに申告をしましょう。

申告が必要なかった

平成28年1月1日現在、板倉町に住んでいるかたで、次のいずれかに該当するかた

- 事業、農業、不動産、配当などの所得があつたかた
- 給与収入が2千万円を超えるかた
- 給与収入・年金収入以外に所得があるかた
- 平成27年中に退職して、その後年末調整をしていないかた
- 23～64歳のかたで、無収入のかた（板倉町在住の親族の税法上の扶養になっている場合を除く）



まずは、申告が必要かどうかを、申告フローチャートで確認してみましょう！

申告しなくてもよいかた

- 税務署で所得税の確定申告をするかた（e-TAXでの電子申告も含まれます）
- 収入は給与のみで、年末調整が済みであり、給与支払報告書が勤務先から板倉町へ届くかた
- 収入は公的年金等のみで、年金支払額報告書が年金支払者から板倉町へ届くかた

申告に必要なもの

- 認め印（スタンプ式は不可）
- 収入のわかる書類
- 給与・年金等の源泉徴収票
- 農業・営業等の収支内訳書
- 配当金の支払通知書など
- 医療費の領収書
- 生命・地震等の保険料支払証明書
- 身体障害者手帳・療育手帳等

※これらは一例です。申告が必要なのか、何を持参すればよいか、ご不明な場合は、住民税係までご相談ください。

問合せ 住民税係
☎内線211・212